姉小路界わい地区地区計画

都市計画法第58条の2に基づく届出について	必要・**不要**

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 TEL (075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

位　置：京都市中京区下白山町、福長町、油屋町、姉大東町、菊屋町、丸屋町及び木之下町の全部、京都市中京区弁慶石町、中之町、天性寺前町、大文字町、中白山町、松下町、柳八幡町、丸木材木町、大阪材木町、亀甲屋町、東片町、綿屋町、笹屋町、曇華院前町、梅屋町、車屋町及び桝屋町の各一部

面　積：約7．6ヘクタール

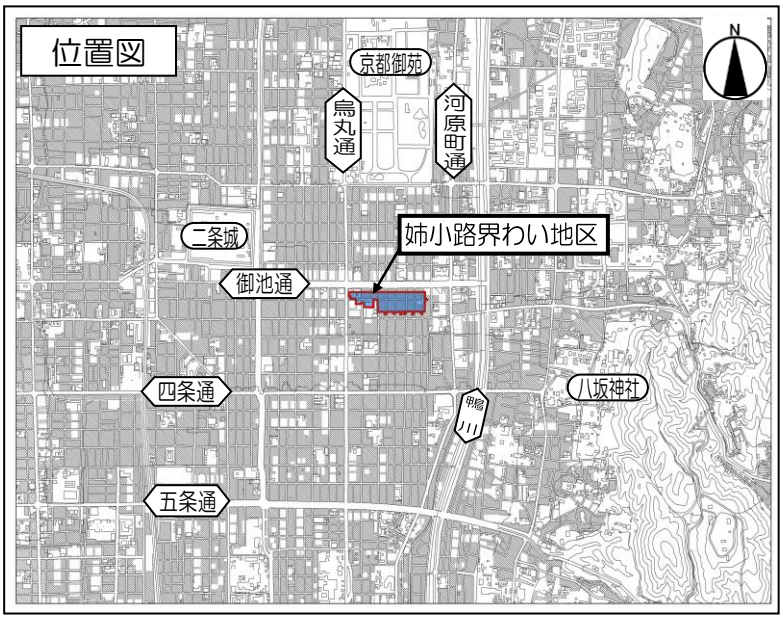

【地区計画の目標】

当地区は、都心部に位置しながら低層の一戸建てを中心とした落ち着いた町並みが残り、文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる歴史あるまちです。

古くからの落ち着いた風情を守るため、「建築協定」や「姉小路界隈町式目（平成版）」にみられる自主的なルールの下、まちづくりを進めています。

このような地区において、地区計画を定めることにより、静かで落ち着いた住環境を守り育て、以下に掲げる３つの方針を柱とする「姉小路界隈まちづくりビジョン」の実現を目指します。

１　静かで落ち着いた住環境を守り育てるまち
２　お互いに協力しながら、暮らしとなりわいと文化を継承するまち
３　まちへの気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられるまち

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用に関する方針

商業・業務機能が集積する都心部の利便性を維持しつつ、職と住が共存する伝統的な町並みの継承・発展に資するような土地利用の誘導を図り、交流豊かな住環境の維持・向上を図ります。

○建築物等の整備の方針

風俗営業や深夜営業など、建築物等の用途の制限により、静かで落ち着いた住環境の維持を図ります。

また、京町家等、伝統的な建築物と調和した町並みの形成を図ります。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は建築してはならない。

（A 地区、B 地区共通）

１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業の用に供する建築物

２　風営法第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物

３　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

４　ナイトクラブ

５　カラオケボックスその他これに類するもの

（A 地区のみ）

１　日用品の販売を主たる目的とする店舗で、営業時間が午後１０時から午前７時までにおよぶもの
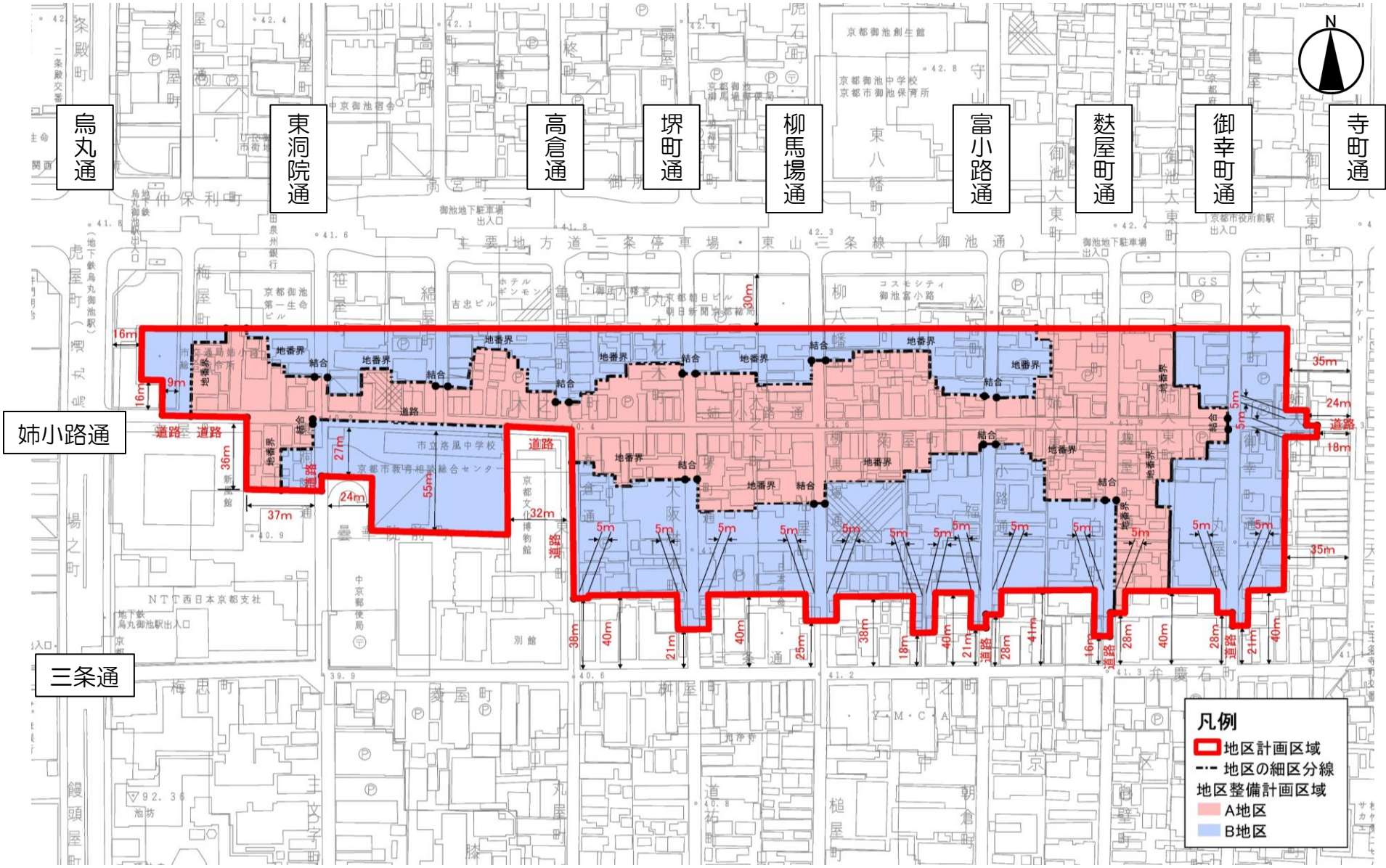
【地区計画及び地区整備計画　区域図】